二十　スウェーデン、スペイン、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、カナリア諸島、モロッコ、アメリカ合衆国、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、メキシコ、ニュージーランド	おおぶどうほおずき、きだちとうがらし、こだちとまと、しまほおずき、セロリー、ソラヌム・エラエアグニフォリウム、ソラヌム・ドゥルカマラ、たばこ、ながばくとうがらし、トマト、なす、にんじん及びばれいしょの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	キウイフルーツ、さるなし及びみやまたびの生植物（種子及び果実を除き、花粉を含む。）であつて栽培の用に供するもの
二十一　大韓民国、中華人民共和国、トルコ、イタリア、ギリシャ、スペイン、スロベニア、フランス、ポルトガル、チリ、ニュージーランド		

1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その害動植物の検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載し、検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2　その写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、*Candidatus Liberibacter solanacearum*に侵されていないことが特記されていること。	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その害動植物の検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載し、検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2　その写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる検査がかつ、*Candidatus Liberibacter solanacearum*に侵されていないことが特記されていること。	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その害動植物の検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載し、検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2　その写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる検査がかつ、*Candidatus Liberibacter solanacearum*に侵されていないことが特記されていること。
二十二　パキスタン、マレーシア、アイスランド、イスラエル、イラク、イラン、オーストラリア、サウジアラビア、シンガポール、スイス、ヨルダン、レバノン、イタリア、キプロス、スペイン、フランス、アルジェリア、エジプト、スーダン、チュニジア、アメリカ合衆国、モロッコ、ベネズエラ、メキシコ、ニュージーランド	ごま、せいようわさび、セロリー、にちにちそう、にんじん、からたち属植物、きんかん属植物及びみかん属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	アエスクルス・ヒブリダ、アボカド、あめりかすずかけのき、あめりかはなずおう、あめりかやまぼうし、アルテミシア・ダグラシアナ、アルテミシア・ロンビフォリア、アンペロプシス・アルボレア、いちじく、いちょう、ウエストリンギア・フルティコサ、エカリプツス・グロブルス、エエカリプツス・ルドゥレンシス、おとめふうろ、オリガヌム・マヨラナ、カマエクリスタ・フォリオサ、からたち、ガーデニア・タヒボエンシス、ケルスキタス・モンスペッスラーナ、こしょう、こせんだんくさ、コプロスマ・レペンス、サルウィア・アピアナ、サルウィア・カランダ・ミモシフォリア、すいかずら、せいようきづた、せいようきよう、ソリダゴ、つるうめもどき、ていさんぼく、つるうめもどき、とうぐるみ、トロパイルム・ガレオブシフォリア、ナンテン、にちにち、ねむ、ノウゼンカズラ、はいびゃくしん、ピスタシア・ベラ、ビルガタ、ふじばかま、ポルトガルゲッケイジュ、マホガニー、ユーカリ
二十三　台湾、イラン、トルコ、イタリア、フランス、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ		

1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その害動植物の検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載し、検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2　その写しには、血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる検査がかつ、*Spiroplasma citri*に侵されていないことが特記されていること。	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その害動植物の検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載し、検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2　その写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる検査がかつ、*Xylella fastidiosa*に侵されていないことが特記されていること。	